

統帥権独立の背景

—官位・職制から見た「自然の空気」—

村中 朋之

日本大学大学院総合社会情報研究科

The Background of Supreme Command Independence

—“Natural Mood” from the Viewpoint such as Official Rank and Organization of an Office—

MURANAKA Tomoyuki

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

The Japanese General Staff Office became independent of the Department of the Army in 1878. It was conversion to the German principle from the France principle. However, It was a means and was not the purpose. It was to make the Emperor command an Army directly. The necessity occurred in the Army by the name of "Natural Mood" through the Seinan Civil War. A Cabinet System of Japan is because it did not accept that the Emperor commanded an Army directly.

はじめに

明治11(1878)年12月5日の参謀本部条例制定により、日本におけるいわゆる「統帥権独立」が確立した。これについての先行研究は多岐にわたる。そのいくつかを例示したい。まず、中野登美雄は「わが国に於ける二元的組織は基本的に桂太郎に依て独逸より移植されたものに外ならない」と述べ、その要因として西南戦争において「参謀機関組織の欠陥を暴露したものと信ぜられ」た結果、陸軍内に二元制を望む「自然の空気が起りしなり」という桂の言を引用している¹。藤田嗣雄は「ここに『自然の空気が起つた』とは、参謀本部の設置の軍事的理由ばかりでなく、政治的理由が潜在しているものと解さなければならぬ」と述べている²。梅溪昇は藤田説を支持し、「多分に山県有朋 - 桂太郎の政治的理由に基づく決定であったと判断すべきではなからうか」と述べている³。大江志乃夫は中野同様、桂の役割を大としながらも、「参謀本部の独立だけが他の軍事機構の改革とは別に先行しておこなわれたのは、山県の意志によるものであった」と述べている⁴。永井和は太政官決裁文書の様式の変化から「天皇の統帥権親裁の前提となる天皇の万機親裁そのものが定着したのが1887年9月以降」と分析し、「そのひとつのバリエ

ーションともいうべき統帥権の独立を求める声が1878年末に起こったとしても、少しも不思議ではない。それこそ『自然の空気』にちがいないと言えよう」と述べている⁵。更に秦郁彦は「成立に至る事情を知りうる公式文書は不自然なほど少ない」と前置きした上で、『陸軍省沿革史』や『明治天皇紀』などの記述を基に「詐術めいた奇策で参本の独立を達成した山県」と述べている⁶。

これらの先行研究に共通するのは、山県や桂の関与につき「推定の域を出られない」ことである。その原因は秦の述べる如く史料の不在にある。ただ残念なのは、これらの推定が「手段」に限定され、その「目的」について論究がなされていない。即ち、明治3(1870)年10月2日、日本陸軍は「佛蘭西式ヲ斟酌編制スル」こととなった⁷。これがなぜ西南戦争において参謀機関組織の欠陥を招いたのか。なぜ天皇の統帥権親裁を妨げたのか。桂のいう「自然の空気」とは何か。そしてなぜ山県は「詐術めいた奇策」を用いてでも参謀本部を独立させなければならなかったのか。こういった客観的要因という観点からの論究がなされず、山県のパーソナリティという主観的要因からの論究に留まっているという感を否めない。

王政復古により兵馬の権は「万機之政務被為聞食候」と宣言した天皇に帰する事となった。かくて軍人は永井の述べた如く天皇に仕える事となった。併せて軍人は、その階級に従い軍事行政官僚として太政官制上の職務に服する事となった。従って軍人の階級は、編制上の指揮命令系統と官制上の職掌との根源という二面性を持つものとなった。であれば、例えばそれがフランス軍制と当時の太政官制との間において何らかの矛盾を孕み、それが西南戦争において顕在化し、その解決を望む声が「自然の空気」だったのではなからうか、という推論も生じ得よう。

かくて本稿は、この推論につき①王政復古から参謀本部条例制定までの官位・職制及び軍編制の変遷における矛盾の萌芽の有無、②西南戦争下での矛盾の顕在化の有無という2点からの検証を試み、先行研究が行わなかった客観的要因という観点から、統帥権独立の「目的」及びその契機となった「自然の空気」につき論究したい。

1. 官位・職制の変遷

(1) 王政復古以前の官位・職制

源頼朝から徳川慶喜に至る武家政権時代においても朝廷において太政官制は維持されていた。当時の官位・職制は表1の通り。

表1

	太政官	兵部省	近衛府
正一位	太政大臣		
従一位			
正二位	左大臣		
従二位	右大臣 内大臣		
正三位	大納言		
従三位	中納言		近衛大将
正四位下	参議	卿	
従四位下			近衛中将
正五位下		大輔	近衛少将
従五位下		少輔	

和田英松『新訂官職要解』（講談社、1983年）394 - 97頁より。

当時の太政官職員は中臣(賜藤原姓)鎌足を共通の祖とする「公卿」の世襲により構成されていた。そして各官位間は職掌の差もさることながら、系統に基づく「家格」というヒエラルキーによって明確に区分されていた。当時太政大臣及び左右大臣は「三公」と称されたが、この三公には「撰家」及び「精華家」しかなり得ず、家格の下がる「大臣家」は内大臣まで、更に下格の「羽林家」は大納言までしか就任できなかった⁸。

(2) 王政復古後の官位・職制

王政復古により太政官も従来のいわば「御所事務取扱所」から中央政府機関に復帰した。しかし、その首脳は復古前とは大きく異なった。太政大臣には撰家から家格の下がる精華家の三条実美、右大臣には更に下格の羽林家の岩倉具視の就任を筆頭に、公卿に混じり旧薩長土肥藩の出身を主とした下層武士層が台頭した。併せて各藩からの献兵による「御親兵」を母体に、欧州軍制を規範とした「日本軍」が編制され、かつての近衛府は軍の一部隊として再編された。

この大変革に対応するため、明治初期においては短期間に何度も職制が改正されている。その中から本稿に関連すると思われるものにつき以下に述べる。

ア. 明治2(1869)年7月8日定官制

前表と比較して本制定では、まず太政官において一位は空白となった。従来一位職であった太政大臣は官位相当の枠外とされた。そして正院職であった内大臣は外省化された宮内省の卿となった。中納言が廃止され、参議が従三位に格上げされた。更に各省において卿は正三位、大輔は従三位、少輔は正四位に格上げされた⁹。従って、兵部卿は大納言と同位職となり、兵部大輔もが三位職として参議となる可能性を有する事となった。

イ. 明治2年8月20日改正

上記の制定から僅か2カ月を経ずして改正が行われた。まず太政官において正二位及び従二位であった左右大臣は従一位及び正二位に格上げされた。同様に大納言と参議もそれぞれ従二位と正三位に格上

げされた。兵部省に変更はないが、新たに陸海軍将官につき大將は従二位、中將は従三位、少將は従四位と定められた¹⁰。ここに武官の階級と太政官制上の職制との関係が明示され、兵部大輔は中將職、兵部大丞は少將職とされた。但し参議の格上げにより、兵部大輔の参議就任は不可能となった。

ウ. 明治4(1871)年7月29日改太政官官制

本改正では再び一位は空白となると共に、前述明治2年7月の制定で官位相当の枠外とされた太政大臣は正二位となり、左右大臣は廃止され、大納言は「納言」と改称された¹¹。

エ. 明治4年8月10日改定官制・改兵部省官制

上述の改正から僅か2週間足らずで再び大規模な改正が行われた。本改正における特筆点は、これまでの官位は職制から切り離され、新たに「等」制が導入されたことであった。

まず太政官においては、7月の改正で廃止されたばかりの左右大臣が復活すると共に、納言は廃止された。そして「太政大臣左右大臣参議ノ三職ハ天皇ヲ輔翼スルノ重官ニシテ諸省長官ノ上タリ故二等ヲ設ケス」と三職は等制の適用を除外された。次いで兵部省において卿は一等官とされ、以下大輔、少輔、大丞はそれぞれ二等、三等、四等官とされた。陸海軍将官においては新たに「大元帥」及び「元帥」が定められ、大元帥は等制の適用を除外、元帥は一等官、以下大將、中將、少將はそれぞれ二等、三等、四等官とされた¹²。従って従来中將職であった兵部大輔は大將職となった。更に従来武官の階級との関連のなかった兵部卿及び兵部少輔につき関連付けがなされた。

オ. 明治5(1872)年1月20日更定官制

本改正では、まず前改正において等制の適用を除外された三職が卿同等の一等官とされた。次いで陸海軍将官から大元帥及び元帥が廃止された。更に先の改定で少將は四等官の奏任官であったが、本改正において特例で四等官ながら勅任官とされた¹³。

本改正から約1カ月後の2月27日、兵部省は廃止され、陸軍省及び海軍省に分割された。

カ. 明治6(1873)年3月24日改陸軍省職制

本改正では、従来卿以下大輔、少輔、大丞と連なる職位を「陸軍卿官房」とし、第一から第七までの内局制が導入された。各局長につき第一は三等及び四等官、第二、第三、第四は四等官、第五は三等官、第六は二等から四等官とされた¹⁴。従って局長職は少將の就任を原則とした。例外として人事を掌る第一局長は中少將、会計を掌る第五局長は中將とされたが、後の参謀局となる第六局長のみは將官とされ、二等官である大將の就任の可能性を含んでいた。

キ. 明治6年5月8日改陸軍武官官等以降

本改正では武官階級の相当官等が各一等繰上げられた。大將を一等官とし、中將以下はそれぞれ二等官以下とされた。従って、少將は従来の特例勅任四等官から三等官となり、勅任三等官職の少輔への就任が可能となった。この改正に沿い6月18日に職制が改められた。その際に第六局長は中少將とされた。翌7(1874)年2月23日の職制改定において、第六局は「参謀局」として外局化された¹⁵。

以上の変遷を経て、西南戦争直前に至る陸軍職制は確立された。なお、海軍においても同時期に同様の改定が行われている。これをまとめると表2の通り。

表2

	太政官	陸海軍省	参謀局	将官
一等	太政大臣 左右大臣 参議	卿		大將
二等		大輔	局長	中將
三等		少輔		少將

表1と比較すると、職位は明らかに簡素化された事に加え、省卿と軍将官の相対的地位が向上している。太政官制における公卿ヒエラルキーの影響力が減少した事と、西欧国制の影響もあったためであろう。かつて摂家のみが就任し得た三職と、羽林家以下でも就任可能な卿は同等職となった。しかし両者の職掌には「天皇の輔弼権の有無」という大きな差

があった。

(3) フランス軍制との関連性

冒頭で述べた如く、日本陸軍はフランス軍制を採用した。であれば、先述の陸軍に関する官制・職制の改定はフランスの制度に準じるためのものでなければならない。以下この点につき検証する。

ア. 陸軍卿

明治8(1875)年11月25日に制定された「陸軍省職制事務章程」第4条は陸軍卿について「凡卿ハ将官ヨリ之ニ任ス」と規定する。しかし、陸軍卿の任命は太政官正院の専決事項であり、その職制は第6条において「凡管掌ノ事務ニ於テハ太政大臣ニ対シ其当否便不便ヲ弁明スルヲ得而シテ亦担保ノ責ニ任ス」とされている¹⁶。そして太政大臣については明治6年5月2日制定の「太政官職制」において「天皇陛下ヲ輔弼シ万機ヲ統理スルコトヲ掌ル」とされている¹⁷。

対してフランスの場合、大統領に対し陸軍大臣の任命権及び軍の統帥権が直接与えられている¹⁸。従って、軍政及び統帥共に陸軍大臣を通じ一元的に大統領に直隷する。但し大臣は武官たることを要しない。

前述の如く、日本の陸軍卿の職位は職制改定毎に逐次繰上げられ、太政大臣と同等官になった。しかし、陸軍卿の任命権は太政大臣にあり、三職の持つ輔弼権も陸軍卿には認められず、フランスの如く天皇には直隷し得ない。

イ. 鎮台司令官

明治6年7月に改定された「鎮台条例」第5条において鎮台司令官は「凡ソ六管鎮台ニハ司令ノ将官一員ヲ置テ管内ノ軍務ヲ董督シ上天皇大勲ノ下ニ属シ直チニ陸軍卿ニ隷ス」とされている。なお、同条例第1条を見れば、北海道を除く全国を「6軍管＝14師管」に分け、軍管を戦時における「軍団」、師管を「師団」編制の基礎とし、各師管に歩兵1個連隊を駐屯させると共に、別途分屯地として40ヶ所の「営所」を定め、定員拡充の際には営所も連隊駐屯地とすべく定めている。従って、当時の陸軍当局は

差当り「6個軍団＝14個師団＝歩兵54個連隊(近衛及び北海道を除く)」を基幹とした軍編制を考えていたものと察せられる¹⁹。

対してフランスは、パリ及びその近郊を除く全国を18軍管に分け、各軍管に1個軍団、更に各軍管を8個の管区に分け、そこに歩兵1個連隊を駐屯させている。1個軍団は歩兵2個師団＝8個連隊、騎兵1個旅団、砲兵1個旅団、輜重兵1個大隊を基幹として編制されている。そして軍団長は陸軍大臣の指揮下に、「現役司令(師団長、旅団長)」は軍団長の指揮下に入る²⁰。

日本の鎮台制はほぼフランスに準じたものといつてよい。

ウ. 参謀局長

前述の通り明治7年2月に陸軍省旧第六局は「参謀局」として外局化された。その長たる参謀局長の職制につき同年6月18日制定の「参謀局条例」は第2条において「局長ハ将官一人ヲ選任ス其階級ハ預メ定メス唯其人ヲ以テス」とされ、第3条において「参謀局長ハ陸軍卿ニ属シ」とされている²¹。条例文言上は参謀局長に将官階級の定めはないが、陸軍卿の配下に置かれる以上、前年6月の職制改正の通り中少将にならざるを得ない。

フランスにおいても参謀部門は「総参謀局」として外局化されている。その長たる「総参謀長」は省内局長と同等の将官の中から陸軍大臣により選任され、その職権は全て陸軍大臣の指揮下にあり、独断専権は認められていない²²。

これも鎮台制同様フランスに準じたものといつてよい。

(3) 職制上の矛盾

以上を総合すると、次のことが窺える。日本の陸軍卿を頂点とした軍政及び統帥の一元制、参謀部門の外局化、鎮台制の何れもフランスの軍制に倣ったものといえる。既にフランスは大兵力を擁し、軍管毎に単兵科の師団や旅団を基幹とする軍団編制を可能としていた。従って「大元帥」や「元帥」といった階級も、数個師団を率いた「軍団」や、複数の軍団を率いる「軍」、更に上位の「総軍(方面軍)」の指

揮官の存在を前提としたものである。しかし、当時の日本は兵力上、軍管＝鎮台においても少将を司令官とする「混成旅団」規模での編制が精一杯であった²³。日本の官制において「大元帥」や「元帥」が僅か半年で廃止されたのは、当時の日本においては必要性がなかったためであった。

しかし、何よりも日本とフランスとの根本的な違いは、日本の陸軍卿は太政大臣、即ち元首たる天皇の輔弼者に隷属するに過ぎないのに対し、フランスのそれは直接元首たる大統領に隷属する。

即ち、これが日本における文民統制の具現といえよう。しかし、これは一方で宣戦、内乱鎮圧、戒厳布告といった元首たる天皇の軍事大権に基づく軍の動員に際し、文官の介在による即応性への懸念、そして何よりも専門性を有する武官が天皇を直接輔弼し得ないという、いわば天皇の統帥権親裁の根幹に係る脆弱性を孕むものといえよう。

なお、フランスにおいて軍務大臣は武官に限られないが、大臣の任命権は大統領にある。従って大統領が軍務に関する輔弼能力を有しない人物を軍務大臣に任命することは常識としてあり得ず、脆弱性は問題とならない。

2. 西南戦争における矛盾の検証

(1) 開戦時の陸海軍首脳

明治10(1877年)1月29日夜の鹿児島私学校党による陸軍火薬庫襲撃を契機に西南戦争が勃発した。開戦時における陸海軍将官級首脳は以下の通りであった²⁴。

陸軍卿	中将	山県有朋	兼参議近衛都督
陸軍少輔	少将	大山巖	
参謀局長	中将	鳥尾小彌太	兼議定官
海軍大輔	中将	川村義純	
その他将官には中将以上に			
陸軍大将		西郷隆盛	
陸軍中将		黒田清隆	参議
陸軍中将		西郷従道	議定官
海軍中将		榎本武揚	ロシア公使
そして少将には			
陸軍少将		四条隆謨	名古屋鎮台司令長官
陸軍少将		山田顕義	司法大輔

陸軍少将	桐野利秋	
陸軍少将	三浦梧楼	広島鎮台司令長官
陸軍少将	谷千城	熊本鎮台司令長官
陸軍少将	野津鎮雄	東京鎮台司令長官
陸軍少将	篠原国幹	
陸軍少将	曾我祐準	
陸軍少将	津田出	元老院議官
陸軍少将	井田讓	陸軍省第四局長
陸軍少将	三好重臣	大阪鎮台司令長官
陸軍少将	嘉彰親王	議定官
海軍少将	中牟田倉之助	
海軍少将	伊東祐磨	東海鎮守府司令長官
海軍少将	真木長義	海軍裁判所長
海軍少将	赤松則良	議定官

らが出た。

これらのうち、既に西郷隆盛(筆者注:以下「西郷(隆)」と記す)、桐野及び篠原は下野して薩軍側にあり、開戦後直ちに官位を剥奪され敵将となった。従って、開戦時における政府軍の大將は陸海軍共に不在、陸軍中将4名、海軍中将2名、陸軍少将11名、海軍少将4名という少数であった。そもそも開戦前においても本来将官であるべき本省局長の充足もままならず、佐官を代理として就任させている状況であった。

2月19日、征討総督に有栖川宮熾仁親王、山県と川村が参軍に、遅れて3月14日には黒田が参軍に任じられた。そして山県出征中の陸軍省では津田を経て西郷従道(筆者注:以下「西郷(従)」と記す)が陸軍卿代理として山県出征中の留守を預かることとなった。

(2) 3名の「参軍」

熾仁親王の征討総督任命時における明治天皇の勅語は「朕卿ヲ以テ鹿児島県逆徒征討総督ニ任シ陸海一切ノ軍事并將官以下黜陟賞罰挙テ卿ニ委ス卿奮勉従事速ニ平定ノ功ヲ奏セヨ」というものであった²⁵。要するに熾仁親王は征討軍に関する一切の指揮権、人事権、褒賞懲罰権を天皇より委任された。次いでその下に任ぜられた3名の参軍は名称こそ同じであったが、職掌は異なっていた。

まず、山県と川村について、熾仁親王宛と同時に

出された両者への勅語は「二品親王有栖川熾仁ヲ以テ鹿児島逆徒征討総督ニ任シ委スルニ陸海一切ノ軍事并將官以下黜陟賞罰ノ事ヲ以テシ汝有朋義純ニ參軍ヲ命ス其レ能ク帷幄ノ機謀ニ參シテ總督ヲ輔翼シ速ニ平定ノ功ヲ奏セシメヨ」というものであった。しかし、黒田に対して出されたのは勅語ではなく「御委任状」であり、その内容も「兵隊巡查ヲ率ヒ肥後海ヨリ賊ノ後ヲ撃ツコトヲ委任ス最モ征討総督ノ指令ヲ受クベシ」というものであった²⁶。

参軍の職掌につき山県と川村への勅語は帷幄と征討総督の輔翼とを命じている。これはいわば征討総督のスタッフとしての職掌を与えたといえる。参軍をスタッフとするならば、参謀局長が中将且つ旅団参謀長が大中佐たる以上、本来参軍は少将でなければならない。であれば、中将の山県や川村が任ぜられた参軍という職掌は征討総督のスタッフに留まらず、参謀局長と同等の職掌を与えられたに等しい。

一方、黒田への委任は帷幄と征討総督の輔翼には及ばず、衝背軍の指揮権に留まっている。これをラインとしての職掌とするならば、旅団司令官たる少将の上官としての中将への委任は理に適っている。また、衝背軍のみが黒田を介したラインによる指揮系統に置かれる筈はなく、従って当然に山県や川村もラインに組み込まなければならない。

従って、同じ「参軍」と称されても、黒田の職掌が衝背軍の指揮権に留まるのに対し、山県と川村の職掌は黒田のそれに加え、征討総督のスタッフとして参謀局長と並立する権限を有していた。

(3) 首脳相互間の職掌関係

ア. 山県と黒田

共に参議陸軍中将正四位である以上、両者に軍制上の上下関係は成立しない。

3月23日、黒田は自ら鳥尾に「此口地形広漠四方攻撃スルニ付テハ誠ニ兵隊乏シ依テ此隊大挙攻撃セナレハ奏功覚東ナシ依テ其表ノ兵隊五大隊山砲十二三門工兵一中隊士官四五十名下士官五十名至急差廻サレタシ」と増援要請を行っている²⁷。即ち、黒田は自らの参軍という職掌を熾仁親王の指揮下において衝背軍を指揮するラインと認識すると共に、山県を征討総督のスタッフと認識し、自らは山県の指揮

下になく、且つ自らのスタッフは鳥尾の指揮下に置かれるべきものと認識していたと思われる。

しかし、この時点において黒田自身のスタッフ、即ち衝背軍の各旅団参謀長を指揮下に置き、且つ鳥尾の指揮下にあるべきいわば「別働隊参謀長」が不在であった。黒田は上述の依頼以降、鳥尾への連絡は長崎の運輸局長にあった陸軍大佐黒川通軌を通じて行っていた。黒田は事実上黒川に別働隊参謀長の職務を委ねていたと察せられる。鳥尾も4月3日、山県及び西郷(従)に対し、黒川を司令長官兼参謀長とする旅団の編制を上申している²⁸。

3月30日、黒田の指揮下にあった別働第二旅団司令長官山田は鳥尾に「川北俊助(ママ)ヲ少佐ニ任シ参謀ニ致度至急御司令ヲ待ツ」と参謀官増員の要請を行った²⁹。これにつき黒田も4月15日、熾仁親王に「山田少将附属山口県士族井上恒之助川北俊助(ママ)陸軍少佐ニ任彼度至急御沙汰待ツ」と上申している。なお、少佐、即ち奏任官の任命は省卿上申人事であると共に、本戦争に関する武官の人事権は熾仁親王にある以上、これらの要請は鳥尾から山県か西郷(従)を通じて熾仁親王に上申されるべきであった³⁰。黒田及び山田が「川北俊助」と記した河北俊弼の少佐及び参謀への就任は上申から1カ月以上を経た5月18日であった³¹。井上に至っては上申が認められず、終戦まで「参謀補助」という軍属扱いであった³²。

一方、山県も3月24日、鳥尾の弾薬節約要請に対し「弾薬ヲ成丈費ヤササル様当各旅団エハ達シ置キタリ就テハ黒田参軍部下ノ各旅団ニモ同様無之テハ不都合ニ付其旨黒田参軍へ至急御達置相成度」と自ら黒田を指揮しない回答を行った³³。更に同日、鳥尾は山県からの増援要請に対し「兵隊繰込ノ事承知ス」と回答するに加え、「然ルニ此間ヨリ都合致置キタル兵八代ヘ向ケル筈ニテ今晚既ニ山田川路分相乗テ同所ニ向ヒシノ報アリ依テ右ノ内一旅団ヲ筑後海岸ヨリ其地ヘ繰込ミ八代口ハ暫ク防守ノ事ニ成ス方然ルベクト存ス右ノ次第貴官ヨリ直クニ黒田参軍ヘ御打合せナリテハ如何尤此ノ外尚三大隊ハ繰込近日御地ヘ繰込ム積リナリ」と山県と黒田との直接交渉を促した³⁴。しかし山県は「第二号第一号ノ趣承知ス出兵ノ事ハ過刻強ニ申入タリ黒田エノ談判ハ見合

置猶他ニ一大隊ニテモ繰込相成ルナラハ幸甚ノ至リナリ厚意謝スルニ甚タリ速ニ奏功ヲ期セサル可ラス」とそれを拒否した³⁵。

黒田は4月22日に参軍を免ぜられ、北海道開拓使長官に復職した。その直後の24日、熊本城救援のために派遣されながら、輸送機関の不備により間に合わなかった屯田兵の処遇に対し、黒田は熾仁親王に伺いを立て、「伺之議聞届別働第二旅団へ附属申付之事」の回答を得ると共に、山県に「百貫沖へ来着ノ屯田兵ノ進退之儀ハ属官其地へ出張セシメ委細申入ルヘシ」と厳格な処置を指示している³⁶。当時の屯田兵は陸軍省ではなく、北海道開拓使の所轄であった。

なお、黒田免官後の衝背軍の指揮については、4月18日、山田に対し「出征別働隊第一第二第三第四旅団総轄被仰付候事」と辞令が出された³⁷。中將の後任として少將の旅団長が同じ少將の指揮する他旅団をも総轄することとなった。

前述の如く、フランスは1個軍団＝歩兵2個師団＝8個連隊を基幹として編制していた。ここに旅団を介せば4個旅団となる。当時の日本は師団を編制するには遠く及ばなかった。従って軍団長1人の指揮官及びそのスタッフの指揮権は4個旅団(本来ならば2個師団の長及びそのスタッフを仲介させて)までとあってよい。かくて本戦争において、既に山県は4個旅団を配下に置いていた。それを超える衝背軍の指揮官に黒田を置いたのは全く理に適ったものであった。従って、黒田の配下にあった旅団の指揮を全て山県に委ねるのは編制上無理であった。しかし黒田の後任となるべき中將はいなかった。本戦争では前述黒川その他、陸軍大佐高島鞆之助、大警視川路利良の3名が新たに陸軍少將に任ぜられたが、少將から中將への進級はなかった。なお、四条、三好、谷、野津等は条例上の進級停年を迎えており、中將への進級は可能の筈であった³⁸。

イ．山県と鳥尾及び西郷(従)

3名共に陸軍中將だが、山県は参議正四位であるのに対し、他2名は従四位である。従って軍令上の上下関係は成立しないが、軍政上鳥尾及び西郷(従)は山県の指揮下に置かれ得る。また、山県は参軍へ

の就任に際し陸軍卿職を解かれていない。従って、参謀局長たる鳥尾は山県の配下であり、西郷(従)は山県の職務を代理し、鳥尾は西郷(従)が代理する山県の職掌内において西郷(従)の配下にあるという関係が成り立つ。しかし、鳥尾と西郷(従)は全くの同位同等官であり、山県と黒田との関係同様に本来軍制上の上下関係は成立し得ない。但し理論上唯一成立する可能性は、西郷(従)が「陸軍卿代理」に就任するのではなく、「陸軍卿山県有朋を自然代理」する場合である。西郷(従)は前者であった³⁹。

開戦直後の2月24日、鳥尾は西郷(従)に対し「後備軍ヲ常備軍ニ編入スル筈ニ申越シタルトモ右ハ取止メ隊数増加スルノ目途ヲ以テ別ニ編成設ラレ度右士官下士補欠ノ為メ士官下生徒ノ中優等ノ者ヲ撰ヒ見習勤務ノ名ヲ以テ之ニ付属相成度右ハ大山登阪前御決議ニ相成直ニ御報アリタシ」、翌25日には「三浦少將へ第三旅団指揮長官被仰付就テハ福原大佐ヲ当分下ノ関へ差置キ同処ニテ万事指揮スヘキ旨命シタル趣山県参軍ヨリ報知アリ」、更に「近衛砲兵一大隊同工兵一小隊船ノ都合次第兵庫へ差越サルヘシ尤モ馬ハ卒フルニ不及」、そして山県には「兼テ御申置ノ四大隊出張ノ義承知右ハ別働隊一旅団ニ編制シ其地ニ差出積リ且高松丸亀ノ事承知ス」と相次いで連絡した⁴⁰。

これらの書翰を鑑みると、まず差当り西郷(従)は後備兵の召集と部隊編制、鳥尾は征討旅団への編制と派兵、山県は実戦上の指揮と戦局に応じた再編制という職掌の分離が行われた事が窺える。

同25日、更に鳥尾は三条に「征討費欠乏ニ付金五十万円大坂出納局ニテ御渡有之度右ノ趣至急大蔵卿へ御達相成候也」と費用の請求を行った⁴¹。同様の請求は3月9日及び18日にも鳥尾により行われている。3月12日には鳥尾は西郷(従)に「ヘンリー、マルチニー銃五百挺入用ニ付至急当地へ御差越有之度弾薬ハ海軍省ニ凡ソ十万発程畜蔵有之哉ニ付同省へ御懸合ニテ譲受之上同様御差回シ有之度至急御答ヲ待ツ」との依頼を行った。20日には負傷兵の収容につき西郷(従)に「患者ハ総テ大坂へ送ル事ニ決ス依テ医官并器械薬劑共悉皆当地へ御差回ハシ有之タシ」と指示した⁴²。そして同日、四条より征討軍団参謀陸軍中佐滋野清彦に「今般兼テニヶ年間老人口

賜リシ者召募ノ義鳥尾中將ヨリ達ニ付第三第四軍管ノ惣人員当台へ召集ノ運ニ着手セリ此段御報報知ニ及フ」との連絡がなされた⁴³。

これらの書翰によれば、前述に加え西郷(従)は武器及び医療関係の手配、鳥尾は軍資金調達及び旧藩士の召集という職掌の分離が窺える。

しかし、当時の職制上、兵の徴募は本省第一局、医務、会計処理は同第五局の所轄であり、従ってこれらは当然に西郷(従)に係る職掌であった。これらに鳥尾が携わるのは明らかな越権であった。かくて征討費については5月1日、西郷(従)が大蔵卿大隈重信に「征討費金ノ義ニ付昨日鳥尾陸軍中將へ云々御照会ノ趣致承知候就テハ陸軍会計二等副監督清水光儀差出委細御打合申候条同人ヨリ御承知有之御此段御回答候也」との連絡を行っており、鳥尾からの請求に対し大隈が何らかの疑義を有していた事が窺える⁴⁴。

同日に西郷(従)に太政官より京都への出張と併せ行在所陸軍事務取扱被仰付の辞令が出された。しかし、既に鳥尾が開戦から同職にあり、この辞令を知った鳥尾は太政官に「小彌太儀行在所陸軍事務取扱被仰付居候処今般陸軍卿代理陸軍中將西郷従道出京被仰付候就而者右事務之儀ハ悉皆同人へ引渡此段相伺也」と照会した。太政官からの回答は「伺ノ通」であり、被免扱となった⁴⁵。越権に対する引責としての更迭であろう。その後は西郷(従)が任務を引継いだ。7月28日には「小彌太儀行在所陸軍事務取扱被仰付候処今般還幸ニ付テハ更ニ征討陸軍事務取扱被仰付候ニ付為御心得此段申進ス尤モ名古屋以西陸軍一般及ヒ府県へモ達シ置キタリ」と鳥尾が復職した⁴⁶。

なお、旧藩士の召集については3月16日、西郷(従)は鳥尾に「元壯兵ニテ二年間賞典米ヲ賜リタル者徴集ノ義仙台鎮台ヨリ伺出タル所兵員寡少ニ付同台ニ限り聞届タリ」と、あくまでも仙台に限定した特例と連絡していた。しかし19日に西郷(従)は鳥尾に「第五号ニケ年間賞典米ヲ賜リタル元各藩壯兵ヲ募レハ九州ヲ除キ二千三百名余アルサスレハ二大隊ヲ編成スルニ容易ナリ今ヨリ之ヲ召集シテハ如何第一第二第三軍管ハ当地区及ヒ名古屋ニ集メテ後大坂ニ纏メ第四第五軍管ハ大坂ニ集メ士官下士諸隊并ニ隊付ニ

シテ可然武官ハ可成繰合せ付属為致尤伍長ハ充分此壯兵中ニテ出来為スベク見込尚貴官ノ御賢慮次第当地ノ分ヲ取調至急一人其地マテ差出万事打合可申之ヲ第一着トス其他当地ヨリ出兵ノ事ハ充分取調跡ヨリ申進ス」と召集を勧めた⁴⁷。これを読む限りにおいて西郷(従)は単に鳥尾に同意を求めただけなのか、越権を教唆したのか、或いは徴兵令に基づく徴募と壯兵の臨時召集とは性質を異とするものと解釈したのか、その真意は測りかねる。しかし鳥尾とのこの解釈における齟齬が鳥尾の越権の要因となったものと察する事は無理もない。

ウ. 山県と川村

共に中將だが、前述の山県に対し川村は従四位海軍大輔である。

戦争初期の征討軍は福岡から陸路を熊本へ進んだ。それは陸軍部隊であり、福岡までの派兵は鳥尾の職掌であった。従って川村の主任務は前線の山県に代わり征討総督本営に詰め、各方面との連絡を取る事であった。

3月3日、川村は山県に「電信器機送り方承知ス且黒田中將今朝ヨリ其地ニ向ケ出立セリ」旨連絡の後、三浦に「本日ノ戦未ダ止ザルカ官軍ハ何地迄進軍認タルヤ至急報知アリタシ」と戦況報告を求めた。翌4日には川村が三条に戦況の報告を行った。また、川村は単なる連絡のみならず、6日の山県への「昨日来戦ヒノ模様ハ如何ヤ且山鹿口戦ヒ之様子ニ依リ総督本営ヲ南ノ関カ又ハ久留米迄ニテモ進メ相成テハ如何ヤ貴官ノ御見込被承知度併セテ御答ヲ待ツ」を初めに幾つかの作戦提案を行っていた。衝背軍の編制に関しても伊東から届いた八代海岸付近の状況を逐次山県に提供していた⁴⁸。

しかし、山県は海軍の川村に征討総督本営にかかる何らかの権限を与えていたとはいえない。例えば3月13日、川村は山県に「高崎侍従番長ヲ慰問使トシテ当地へ被差候ニ付將校以下へ御酒肴料手負ノ者へ菓子料御下賜ニ付右員数ノ儀昨日吉沢副監督へ申含置タリ同人着ノ上ハ速ニ御決定ヲ御報知アリタシ」という指示を仰いでいた⁴⁹。本件は特に軍機上の問題でもなく、員数ならば山県より征討総督本営参謀長の陸軍大佐小沢武雄の方が確実に把握してい

た筈であろう。尤も小沢自身も、同日山県に随行している征討総督本営参謀陸軍中佐静間健介に「陸軍ノ写真師ヲ呼寄せ写真ヲトラセテハ如何ヤト川村ヨリ毎度余談有之未タ早キニスグベキヤ参軍ノ御意見御伺ヒ御報告アリタシ」とさほど重要とも思われないう事についての依頼を行っており⁵⁰、果たしてどの程度の権限を有していたのか疑問が残る。

3月23日、黒田に率いられた衝背軍は八代に上陸した。川村は27日に八代に入り戦況を視察、翌28日には鳥尾に「八代方面ノ地形ハナポレラン加農ヲ用ユヘキコト甚タ要用ノ地ナリ四斤砲位ニテハ充分ノ距離ニ達セズ御差廻シ相成テハ如何」と具申した⁵¹。その後山県に戦況を報告、4月5日には黒川率いる別働隊第三旅団と共に宇土へ向かった。

4月15日には衝背軍により熊本城が開通、17日には征討総督本営を熊本に移転した。これより政府軍は薩軍を追跡すると共に、薩軍の本拠地である鹿児島に派兵を行った。黒田の参軍離任後の25日、山県は鳥尾に「歩兵六大隊砲兵八門工兵一大隊ヲ別働第一旅団ニ編成し高島少将ヲ司令長官トシ河村(ママ)参軍大山少将之ヲ督シ今夕高橋ヨリ乗船鹿児島へ出張セリ」と報じた如く、川村は高島と共に鹿児島へ向かった⁵²。

鹿児島上陸後の28日、高島は川村に「別紙来第二百二拾五号之通ニ届出候ニ付此段上申候也」と報告したのに加え、5月4日には後発の第四旅団司令長官曾我も川村に「御達之趣承知仕候上陸次第御届可致候此段申進候也」と連絡を行った⁵³。更に川村は1日、海軍大佐仁礼景範を鹿児島県令心得に任命、翌2日に熾仁親王へ「陸軍少尉木村才蔵其外昇級之義別紙之通取計候条此段御届仕候也」と報告、20日に至り熾仁親王へ「追々三日以来尉官以来於当地進級等之義別紙之通取計候此段御届仕候也」と県政や陸軍奏判任官人事も掌握した⁵⁴。その後の熾仁親王宛の報告を見れば、川村は8月3日までの在鹿児島陸軍部隊の人事を掌握していた⁵⁵。

軍令に関しても5月9日、山県より西郷(従)へ「今五日午前四時賊二千人甲突川ヲ隔テ外ニ五百人新城越ヨリ城山ヲ襲ヒ切込ミ我兵台場ニ抛リ悉ク追払ヒ頗ル勝利死傷二人賊ハ死傷多分ニアリ隊長能勢ヲ討留ム五時ニ至リ賊ハ意敷武村ヲ指シテ逃去スル其後

襲来ノ勢ヒナケレトモ益々嚴重ニ台場ヲ守備スト唯今鹿児島河村(ママ)参軍ヨリ報告アリ⁵⁶」、7月6日には三条より西郷(従)へ「只今川村参軍ヨリノ報ニ曰加治木ニテ三浦ノ旅団ト曾我ノ旅団ト合シ高島ノ旅団ヲ志布志ハウトシヨリ都ノ城ニ廻ス志布志マテ進ミシ報知アリ只今ハ都ノ城ニ突入セシナラン賊都ノ城ヲ根拠トスル景況ニ依リ此機ヲ失ハサルヲ肝要トス最早十分ノ八・九ハ得タリ昨日降ル者三百人計アリ大略景況上申ス委細ハ跡ヨリ」と連絡を行っている事から、人事同様の指揮権を掌握していた事が窺える⁵⁷。なお、川村の指揮権は高島率いる別働隊第一及び曾我率いる第四の2個旅団に対してであった。7月24日の都城攻撃に関する西郷(従)への連絡は山県と川村の連名でなされたが、以降の進軍に関する鳥尾への連絡は山県単名にてなされている。従って都城攻撃を境に川村は両旅団の指揮権を山県に委ね、自らは鹿児島防衛の任に当たったものと察せられる⁵⁸。

(4) 西南戦争における矛盾

開戦に際し、日本がフランス軍制に倣うならば、征討軍は陸軍卿の下に征討軍司令官から旅団長というラインと、陸軍卿の下に参謀局長から征討軍参謀長、旅団参謀長というスタッフにより構成されなければならなかった。しかし実際は、天皇の名代としての征討総督の下に山県と川村という陸海軍のトップが参軍として征討総督を直接に輔弼するという体制で構成された。征討総督は将官でも高等文官でもなかった。従って中将の参軍は同じ中将の陸軍卿及び参謀局長にも隷属せず、征討軍のラインとスタッフの頂点にあった。西郷(従)と鳥尾は征討軍の指揮に係っていなかった。いわば事実上統帥権は「完全に」独立していた。

しかし同じ参軍とはいえども、黒田は上記2名とは異なった。黒田は征討総督と旅団長との間のラインに過ぎなかった。従って黒田が隷属すべきは征討総督のみであった。

そして何よりも参軍、陸軍卿及びその代理、参謀局長の全てが中将であった。事務章程上、卿は武官、それも一等官である大将でなければならなかった。中将の山県が陸軍卿であり得たのは、参議という一

等官を兼ねていたからである。しかし軍という指揮命令系統上から観れば、大将なくして卿を頂点とする軍制一元化は不可能であった。当時の陸軍武官進級条例第5条は「凡中将ヨリ大将ニ陞ルハ必ス戦地ニ臨ミ一軍以上ヲ率ヒ其号令ヲ实地ニ試ミタル者ニ非サレハ之ヲ許サス」と規定していた⁵⁹。山県をはじめ、当時この条件を満たせる中将はいなかった。

一方、兵力不足への対応にも問題があった。薩軍への呼応による各地での蜂起の懸念があり、一定の兵力を各地に残さざるを得ない以上、征討旅団の編制は各鎮台からのランダムな抽出によらざるを得なかった。ただ、その初動において後備兵を常備兵に編入せず、そのまま新部隊として編制した事は、結果として兵のみならず、部隊長としての将校不足の要因ともなったのではなからうか。

更に当時の編制基準、即ち1個旅団＝歩兵2個連隊＝同6個大隊＝同24個中隊という下で、果たしてあれだけの「旅団」が必要だったのか。薩軍は約2千人を1個大隊＝10個小隊として編制していた。であれば征討軍も戦時編制の歩兵2～3個大隊を基幹とした混成部隊で戦略的にも対応は可能ではなかったのか。これならば旅団支隊として大中佐で指揮が可能である。

なお、征討軍は当初正面の4個旅団で戦う目論見であった。対する薩軍の総兵力は7個大隊であり⁶⁰、これと同兵力を征討軍として上述の基準で編制しても歩兵2～3個大隊×7～8≒3～4個旅団となる。従って陸軍首脳が目論見に誤りはない。衝背軍は戦局の行き詰りを打開することを目的として浮上したもので、いわばアドリブであり、当初の編制に係る全てを開戦時の首脳に責に帰すのも酷であろう。ただ、衝背軍に限っていえば、上述による混成部隊編制でも良かったのではなからうか⁶¹。

おわりに

以上により本稿は、この統帥権独立に対し、「山県等の政治的意図」という主観的要因からの推定という観点から更に一步踏込み、「その目的は何だったのか」という問題の核心につき、「日本が倣うべき制度」という客観的要因の観点から、ひとつの仮説を提示し得るのではなからうかと思う。

まず、統帥権独立に先んじ、「独逸の組織の影響を受け桂太郎の起草にかかるもの⁶²」と中野が評した明治7年の参謀局外局化はフランス軍制によっても可能であった。ドイツ軍制の影響は否定しないが、それが必須要件だったとはいえない。

次にフランスと日本との軍制の相違は先述の如く、日本の陸軍卿は太政大臣に隷属するのに対し、フランスのそれは直接大統領に隷属する。従って日本陸軍がフランス軍制に倣うならば、陸軍卿は直接天皇に隷属しなければならなかった。

なお、ドイツ軍制上の統帥権独立は、普墺戦争勃発後の慶応2(1866)年6月2日、国王の発した「参謀総長は爾後諸命令を直接軍司令官に与え陸軍大臣には唯これを通報すべき」旨の命令を嚆矢とする⁶³。しかし、渡部昇一によれば、「帷幄上奏権」を問題としないならば、ドイツにおける「制度」としての参謀本部の独立は既に文政8(1825)年に行われていたという。それはあくまでも年次序列という単なる人事上の問題に起因していたに過ぎなかった⁶⁴。

更に西南戦争における統帥は、「征討総督」と「参軍」に委ねられた。それは本来倣うべきフランス軍制とは全く異なるものであった。征討軍の統帥は陸軍卿、参謀局長から独立した。仮にフランス軍制に倣うにも、大将欠員という現状では陸軍卿→司令官→旅団長というラインの構築は不可能であった。大将の補充も条例上不可能であった。

これらを総合すると、当時の日本軍制上において根本的な問題となるのは、①文民統制を原則とした太政官制下におけるフランス軍制、即ち軍の天皇への直隷の担保、②将官不足対策としての西南戦争における事実上の統帥権独立の恒久的制度化、の2点であろう。それには陸軍卿はあくまでも行政職として統帥から除外し、その職掌を太政大臣に服しても支障のないものに限定するより他ない⁶⁵。更に一元制を放棄することにより、大将が不在でも並立化による指揮体系の確立が可能となる。

まさにこれこそが統帥権独立の「目的」であり、そのためにはフランス軍制ではなくドイツ軍制に倣うべきであると陸軍首脳が気付いたことこそが「自然の空気」であり、その実現が当時の陸軍首脳であった山県や桂の政治的意図という「手段」であった

のではなかろうかと本稿は推定する。

最後に、西南戦争における征討総督及び参軍制度は、明治7年2月に起こった「佐賀の乱」においても行われていた。先例は戊辰戦争における「東征大総督」制度であろう。しかし戊辰戦争当時と西南戦争とは、政府と軍との関係は大きく異なっていた。もはや太政官制上の文民統制と征討総督制とは相容れないものとなっていた。太政官正院三職の輔弼による征討総督制が事実上の統帥権独立を具現させたのは皮肉な結果ともいえよう。

- ¹ 中野登美雄『統帥権の独立』(原書房、1973年)381頁。
- ² 藤田嗣雄『明治軍制』(信山社、1992年)87頁。
- ³ 梅溪昇「参謀本部独立の決定経緯について」(『軍事史学』9-2、1973年)2頁。
- ⁴ 大江志乃夫『日本の参謀本部』(中央公論社、1985年)31-32頁。
- ⁵ 永井和「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立 - 統帥権独立制度成立の理由をめぐる - 」(『京都大学文学部研究紀要』41、2002年)98頁。
- ⁶ 秦郁彦「統帥権独立の起源」(『政経研究』39-4、2003年)105-11頁。
- ⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A07061522000、記録材料・国勢要覧 中 上巻欠(国立公文書館)。以後同センターからの引用については「(アジア歴史資料センター)」を省略、他は同センターの引用例に準拠する。
- ⁸ 但し、三公職は事実上摂家に限られ、精華家は内大臣止まりだった。小田部雄次『華族』(中央公論新社、2006年)25頁。
- ⁹ JACAR:Ref.A07090184200、単行書・明治職官沿革表 職官部上 一、20頁(国立公文書館)。
- ¹⁰ 同上、22-23頁。
- ¹¹ 同上、44頁。
- ¹² 同上、47-51頁。
- ¹³ 同上、63-64頁。
- ¹⁴ 同上、83-84頁。なお、第七局は北海道担当であったが、まだ編成されていない。
- ¹⁵ 同上、87-88頁、90-91頁、109-110頁。
- ¹⁶ JACAR:Ref.C09060306100、陸軍省大日記・明治八年規則条例 坤(防衛省防衛研究所)。
- ¹⁷ JACAR:Ref.C07072900500、陸軍省大日記・明治六年五月六月 太政官(防衛省防衛研究所)。
- ¹⁸ 中山克己編訳『万国政典』(岡島宝玉堂、1882年)51-53頁。

- ¹⁹ JACAR:Ref.A09060000900、陸軍省大日記・明治四年与六年ニ至ル規則条例(防衛省防衛研究所)。
- ²⁰ 陸軍省訳『佛蘭西陸軍制度』(陸軍省、刊年不明)35-37丁。
- ²¹ JACAR:Ref.C09060301500、陸軍省大日記・明治七年規則条例(防衛省防衛研究所)。
- ²² 陸軍省訳『佛蘭西陸軍制度』1-5丁。
- ²³ 仙台鎮台に至っては、西南戦争勃発の明治10年においても歩兵連隊は1個しか編制できなかったため、陸軍中佐堀尾晴義が「代理」として司令長官の任にあたっていた。JACAR:Ref.C04027755300、陸軍省大日記・明治十年 大日記進退諸達伺之部七月令 陸軍省第一局(防衛庁防衛研究所)等。
- ²⁴ JACAR:Ref.A09054448500、職員録・明治十年官職通鑑 第十卷(国立公文書館)。
- ²⁵ JACAR:Ref.A04017123200、単行書・詔勅録 内部下稿本 二(国立公文書館)。
- ²⁶ 同上。
- ²⁷ JACAR:Ref.C04027806200、陸軍省大日記・明治十年大日記 軍機之部 中 征討陸軍事務所(防衛省防衛研究所)。
- ²⁸ JACAR:Ref.C04027806000、同上。
- ²⁹ JACAR:C04027806200。
- ³⁰ JACAR:Ref.C09082767700、陸軍省大日記・明治十年四月 来翰 軍団本営(防衛省防衛研究所)。同日に別働隊参謀部から木葉の軍団本営へも要請が行われた。黒田の上申を受けた熾仁親王も、結局は山県に処理を指示している。JACAR:C09082767800、JACAR:C09082767900、共に同前。
- ³¹ JACAR:Ref.C09082534100、陸軍省大日記・明治十年 請書 軍団本営(防衛省防衛研究所)。JACAR:C09082534200、同前。
- ³² JACAR:Ref.C09085286400、陸軍省大日記・自残第老号至第貳百号 但シ十年十月十五日ヨリ十一年一月十八日マデ 発翰 共五ノ壺(防衛省防衛研究所)。
- ³³ JACAR:C04027806200。
- ³⁴ JACAR:C04027806000。
- ³⁵ JACAR:Ref.C09081548300、陸軍省大日記・明治十年三月至五月一日 来翰日記 完 大阪三橋楼 陸軍参謀部(防衛省防衛研究所)。
- ³⁶ JACAR:Ref.C04027836000、陸軍省大日記・大日記 明治十年四月 来 軍団本営(防衛省防衛研究所)。
- ³⁷ JACAR:Ref.C09081318000、陸軍省大日記・明治十年三月至五月一日 来翰日記 完 大阪三橋楼 陸軍参謀部(防衛省防衛研究所)。
- ³⁸ JACAR:Ref.C09060312200、陸軍省大日記・明治九

年規則条例(防衛省防衛研究所)。少将から中将への進級停年は平時3年、戦時1年半。四条、三好、谷は明治6年の鎮台制導入当初から各鎮台司令長官を歴任。野津は東京、熊本の鎮台司令長官を約2年勤めている。

³⁹ JACAR:Ref.C040277743000、陸軍省大日記・大日記 明治十年二月 本省達書 乙 陸軍省第一局(防衛省防衛研究所)。なお、後者によるものとして職制事務章程第16条「凡少輔ノ職掌大輔ニ亜ク大輔欠レハ少輔卿ノ代理ニ任スルヲ得其他皆大輔ニ同シ」(JACAR:C09060306100 参照)に基づき大山が山県を代理したケースが挙げられる。「代理人の行為の効果は本人に帰属する」のが代理人制度の根幹だが、山県の出征の結果による陸軍卿不存在を前提とした「代理」職に就任した西郷(従)と、山県を自然代理した大山とはその効果は異なると見るべきであろう。何故なら西郷(従)は当時陸軍卿を自然代理する職位になかったからである。

⁴⁰ JACAR:Ref.C04027805100、陸軍省大日記・明治十年大日記 軍機之部 上 征討陸軍事務所(防衛省防衛研究所)。

⁴¹ 同上。

⁴² JACAR:Ref.C04027805200、同上。

⁴³ JACAR:Ref.C04027805600、同上。

⁴⁴ JACAR:Ref.C04027806700、陸軍省大日記・明治十年大日記 軍機之部 下 征討陸軍事務所(防衛省防衛研究所)。

⁴⁵ JACAR:Ref.C09080637900、陸軍省大日記・明治十年鹿児島事件 六 将校進退 非職将校 官庁開閉 兵馬發遣(防衛省防衛研究所)。

⁴⁶ JACAR:Ref.C09080638400、同上。

⁴⁷ JACAR:C04027805600。

⁴⁸ JACAR:Ref.C09082326900、陸軍省大日記・三月二日正午ヨリ 日記 發遣電報之部 本営参謀部(防衛省防衛研究所)。

⁴⁹ JACAR:Ref.C09082327000、同上。

⁵⁰ 同上。

⁵¹ JACAR:Ref.C09081552900、陸軍省大日記・明治十年三月至五月一日 来翰日記 完 大阪三橋楼 陸軍参謀部(防衛省防衛研究所)。

⁵² JACAR:Ref.C09081579500、陸軍省大日記・明治十年自二月至十月 本営通牒 征討陸軍事務所(防衛省防衛研究所)。

⁵³ JACAR:Ref.C09082598900 及び C09082965400、陸軍省大日記・明治十年自四月廿日至五月十日 受翰留 鹿児島本営(防衛省防衛研究所)。

⁵⁴ JACAR:Ref.C04027827500、陸軍省大日記・明治十

年二月ヨリ九月迄 大日記 出張軍団本営 辞令之部 征討軍団本営(防衛省防衛研究所)。本文は「尉官以来」とされているが、9日には陸軍少佐大沼涉を遊撃歩兵第二大隊長に任じている。また、6月4日の報告には「士官」と記されている。

⁵⁵ JACAR:Ref.C04027828000、C04027828100、C04027828200、同上。

⁵⁶ JACAR:Ref.C04027807200、陸軍省大日記・明治十年大日記 軍機之部 下 征討陸軍事務所(防衛省防衛研究所)。

⁵⁷ JACAR:Ref.C04027807500、同上。

⁵⁸ JACAR:Ref.C04027807700、同上。

⁵⁹ JACAR:C09060312200。なお、直近の軍の動員たる「佐賀の乱」における指揮官は当時少将の野津であった。

⁶⁰ 小川原正道『西南戦争』(中央公論新社、2007年)71頁。

⁶¹ 高島、川路、黒川等の率いた旅団の兵力を鑑みれば、歩兵大隊を基幹とした混成部隊でも良かったのではなかろうか。

⁶² 中野『統帥権の独立』381頁。

⁶³ 石原莞爾『最終戦争論・戦争史大観』(中央公論社、1993年)160頁。

⁶⁴ 渡部昇一『ドイツ参謀本部』(中央公論社、1974年)107-09頁。

⁶⁵ フランス軍制においても、人事を掌る大臣官房常務部常務課及び総参謀局参謀将校人員課は文官により構成される。陸軍省訳『佛蘭西陸軍制度』2-6丁。

(Received:December 31,2011)

(Issued in internet Edition:February 8,2012)